

農林水産商工常任委員会資料

(平成27年12月17日)

項 目

- 1 電力システム改革を踏まえた今後の電気事業の方向性について

..... 1ページ

企 業 局



電力システム改革を踏まえた今後の電気事業の方向性について

平成27年12月17日
企業局経営企画課

平成28年4月からの電力システム改革第2段階により「電力小売の全面自由化」、「卸供給制度の廃止」が実施されることから、今後の本県電気事業の方向性（売電形態等）について、公営企業の役割や意義、中長期的な安定経営の観点から次のとおり対応する。

なお、当該方向性は現行の制度で策定したものであり、現在、電力自由化に向けて国が制度設計を議論中のため、今後その動向を注視しながら必要に応じて方向性を見直す。

1 企業局の役割と電気事業の現状

企業局では県内産業の基盤強化や地球温暖化防止を目的に、これまで安定経営を図りつつ電力の安定供給（電力の卸売り）に取り組んでいる。今後は、「鳥取県産業振興条例」の趣旨を踏まえ、小売電気事業者（地域新電力）への電力供給等の支援を通じて県内産業の振興を図ることも地方公営企業の役割の一つと考える。

【平成26年度の売電状況】

区分	契約方式	売電先	対象発電所	最大出力 (kW)	売電電力量 (MWh)
長期基本契約（～H35年度）	総括原価方式	中国電力 (随意契約)	水6	35,200	163,265
	FIT制度		水2、風1	5,200	15,183
短期契約（～H28年度）	FIT制度		水1、太6	4,420	3,471
計				44,820	181,919

※総括原価方式・・・必要原価に一定の利潤を加えて料金単価を決定する方式。既存の電力会社と長期基本契約を締結することにより同方式が保証される。（卸供給制度）併せて2部料金制（基本：従量 8:2）により湯水リスクが軽減されることも含め安定経営が図れるメリットがある。

※FIT制度・・・FIT制度開始以降の新規発電所に適用。単価は有利だが、発電量の減少（変動）により収入が比較的不安定。（固定価格買取制度）

2 電力システム改革（第2段階）の概要とその影響

制度改正により、従来の「発電」に加え、本県電気事業も制度上は「小売り」への参入が可能となる。

項目	制度改正内容	主な影響
第2段階 (H28.4～)	ライセンス制の導入（発電、小売、送配電の区分） ⇒小売事業等各事業への参入自由化 料金規制の廃止等 ⇒総括原価方式による卸供給制度の廃止	・従来の発電に加え小売への参入が可能 ・電力供給に係る需要と供給のバランス調整義務 ・売電契約の見直し（入札実施の検討等）

第1段階（H27.4～）：電力広域運営推進機関の設立（電力安定供給の確保）

第3段階（H32.4～）：送配電部門の法的分離（事業者の事業機会を拡大）

3 今後の方向性

(1) 小売事業への対応 ⇒ 当面は小売事業へは参入しない

新電力の小売市場への参入が進む中、本県の参入は民業の圧迫に繋がり公営企業の理念に反することや経営リスク（新規投資やノウハウの取得等様々なコストの発生）が増加する懸念もあり、当面は小売事業への参入はしない。

- ・(株)丸紅（新電力）が県内公共施設（西部総合事務所等）へ供給（H26.4～）
- ・(株)とっとり市民電力や米子市（中海テレビ）などの地域新電力会社の動き（H28.4事業開始予定）

(2) 発電事業の売電のあり方

○長期基本契約の対象発電所 ⇒ 原則現行契約を継続して履行する

現行契約は平成35年度まで債務（供給義務）を負っており、解約すれば解約金の問題も発生することから、原則中国電力(株)との現行契約を継続して履行する。

- （東京都の解約金の例）⇒東京電力(株)は解約金52億円を要求したが、調停により東京都は約14億円を支払った
- （当県試算例）⇒上記により当県の場合約48億円要求されると試算

○短期契約の対象発電所（FIT制度の適用）⇒ 入札を原則とするが当面現行契約を継続する

電力市場活性化の観点から入札を原則とし、安定供給や地産地消及び産業振興条例の趣旨も踏まえた入札制度を構築する。なお、入札への移行は、地域新電力の事業実績等が定まるまでは見送り、当面は中国電力(株)へ売電する。

